

大樹町老人デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 大樹町が開設する大樹町老人デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、指定介護予防通所介護及び第1号通所事業（指定介護予防介護に相当するものに限る）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 道及び町が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 大樹町老人デイサービスセンター

（2）所在地 広尾郡大樹町暁町6番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 2名（常勤専従1名、常勤兼務 1名<介護職員>）

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込みに係る調整、通所介護計画・介護予防通所介護計画又は第1号通所事業に係るサービス計画（「以下通所介護計画」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

（3）介護職員 11名（常勤 2名、常勤兼務 1名<生活相談員>、会計年度専従8名）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

（4）看護職員 2名（常勤兼務1名、会計年度兼務1名<機能訓練指導員>）

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

（5）機能訓練指導員 2名（常勤兼務1名、会計年度兼務1名<看護職員>）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（6）事務職員 1名（常勤兼務1名）

事務職員は、指定通所介護等の利用に係る請求、その他必要な事務にあたる。

（7）運転職員 1名（非常勤専従1名）

運転職員は、指定通所介護等の利用者の送迎、車両の維持管理、その他必要な業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は30名(指定介護予防通所介護事業所定員含む)とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は大樹町が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険割合証による自己負担割合に応じた額とする。また、食事の提供に要する費用550円を徴収する。

(1) 移乗・移動、食事、排泄、入浴、養護、その他日常生活の介護

(2) 機能訓練

(3) 食事の提供

(4) アクティビティ・サービスの提供

(5) 送迎

(6) 相談・助言

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等に要した交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常事業の実施地域を超えた所から1キロメートルにつき40円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大樹町とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 通所介護等の提供開始するにあたっては、本規定に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書で説明を行い、利用者及びその家族の同意を得たうえで署名(記名押印)受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医に連絡する等の適切な対応をするとともに、管理者に報告しなければならない。

2 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の適切な対応をするとともに、管理者に報告しなければならない。

(災害対策)

第11条 管理者は、災害防止並びに利用者の安全のため、次の事項に配慮しなければならない。

(1) 消火器、消火栓、非常口、警報機等の防災に関する設備を定期的に点検しなければならない。

(2) 非常災害に対処する業務継続計画(BCP)を併設の大樹町特別養護老人ホームと共同でたて、常に利用者等全員に周知し、災害に際して迅速に避難ができるよう定期訓練を実施しなければならない。また、訓練の実施にあたっては、大樹消防署と連携し適切な指導のもとに行わなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービス利用にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、

機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供するとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供をする。

(相談・苦情)

第13条 事業所は、利用者及び家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者及び家族からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第14条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の業務体制を整備する。

(1) 虐待の防止のための指針の整備

(2) 委員会の設置(年2回以上の開催)及びその結果について、通所介護従業者に周知徹底を図る。

(3) 年1回以上の研修会の開催

(4) マニュアルの整備

(5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、通所介護従事者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 研修委員会が企画する法定研修及び事業所内独自研修

2 通所介護従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大樹町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。